

長 建 協 発 第 2 4 5 号
平成 2 8 年 8 月 3 0 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設工事等の足場工事における感電事故の防止について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、九州管内の外壁工事や塗装工事等の足場工事において、感電死傷事故が続いており、平成 2 6 年度から現在まで 9 件の足場工事に伴う感電死傷事故が発生しております。

こうした状況を鑑み、今般、標記について、電力会社の配電線の近接作業となる場合は、電力会社に対し防護具取付け（費用については九州電力(株)、沖縄電力(株)等各電力会社にて負担）の依頼等を必ず行う等、別添②「記」以下の注意事項を遵守のうえ、建設工事等の足場工事における感電事故の未然防止を図られますよう、九州建設業協会を通じ経済産業省九州産業保安監督部及び国土交通省九州地方整備局建政部より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。